

神野浄水場再構築事業基本設計及びPPP／PFI導入可能性調査等業務委託に係るプロポーザル実施説明書

1 業務名

神野浄水場再構築事業基本設計及びPPP／PFI導入可能性調査等業務委託

2 業務概要等

(1) 背景と課題

本市は、基幹浄水場である神野浄水場（50,000m³/日）、神野第2浄水場（35,000m³/日）から佐賀地区へ供給のほか、佐賀東部水道企業団（以下、「企業団」）から佐賀地区、大和地区の一部と諸富地区へ、佐賀西部広域水道企業団から久保田地区へそれぞれ受水している。また、山間部にある大和地区および富士地区においては、地下水、ダム水（嘉瀬川ダム）の複数の浄水施設から供給している。

今後人口減少などによる水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少が予想される中、保有している水道資産の老朽化が進んでいる。

特に、佐賀地区へ供給している基幹浄水場である神野浄水場（50,000m³/日）および神野第2浄水場（35,000m³/日）は、共に稼働から40年以上を経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、必要な耐震性を有していない施設がある。また、大和地区へ供給している井戸施設は、井戸水源能力が低下し、一部の施設は法定耐用年数を超過していることに加え、必要な耐震性を有していない施設がある。このことから、令和4年度から令和6年度にかけて本市水道事業の将来における基幹水道施設の基本構想計画の調査・検討を行い、「浄水施設再構築基本構想」の策定を行っている。

(2) 業務の目的

前述のとおり料金収入の減少が予想される状況においては、効率的に工事を進める必要があるとともに、他の施設との再編等による本市水道事業全体の効率化、供用開始時における適正な水需要量施設容量、風水害等の災害対応等に対する考え方を総合的に検討し、事業の最適化を図ることが重要である。神野浄水場更新までには10年以上の期間を要すると想定しており、この間における既存施設の災害対策も検討しておく必要がある。

このような経緯を踏まえ、神野浄水場再構築事業基本設計（神野浄水場更新に係る基本設計および大和地区再編に係る基本設計）、PPP／PFI導入可能性調査、事業評価（費用対効果分析）を実施し、佐賀地区および大和地区の基幹施設の統廃合に係る総合的な基本設計を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容については、以下のとおりである。

- 1) 設計協議
- 2) 現地調査
- 3) 既存資料収集・整理
- 4) 神野浄水場更新基本設計

- 5) 神野浄水場配水池基本設計
- 6) 既存浄水場概略撤去設計
- 7) 大和地区再編基本設計
- 8) PPP/PFI導入可能性調査
- 9) 事業評価（費用対効果分析）

※詳細については、別紙1 特記仕様書 第2章のとおりである。

(4) 技術提案

本業務において技術提案を求めるテーマは、次に示す3つの項目を踏まえ、長期的な視座に立ち、実現可能性に配慮しつつ、幅広い可能性に主眼をおいて提案すること。

	提案項目	記載内容
特定テーマ1	神野浄水場の更新基本設計に際し、留意すべき事項について	<p>神野浄水場を運用しながら、神野第2浄水場敷地での現用地建て替えを行う計画としており、浄水場の施設概要や水運用状況など、事前に把握しておくべき前提条件について十分に理解した上で、基本設計を実施する際の留意すべき事項について、具体的に提案すること。</p> <p>また、官民連携発注方式も念頭におきながら、基本設計時に留意すべき事項について記載し、事業（事前）評価においてB/Cを算出する際に留意すべき事項についても記載すること。</p>
特定テーマ2	大和地区の送水管および施設の改良基本設計に際し、留意すべき事項について	<p>本市の浄水場統廃合計画を進めるうえで必要となる金立庄送所（拠点）の施設概要や水運用状況など、事前に把握しておくべき前提条件について十分に理解した上で、基本設計を実施する際の留意すべき事項について、具体的に提案すること。</p> <p>また、官民連携発注方式も念頭におきながら、基本設計時に留意すべき事項について記載し、事業（事前）評価においてB/Cを算出する際に留意すべき事項についても記載すること。</p>
特定テーマ3	PPP/PFI導入可能性調査に際し、留意すべき事項について	<p>PPP/PFI導入可能性を調査するにあたり、本市の更新事業の方針や計画を正しく理解し、本市の現況や将来像に適した事業スキームを検討するために留意すべき事項について、適切に提案すること。</p>

3 担当部署

〒849-8558

佐賀県佐賀市若宮三丁目6番60号 上下水道局庁舎4F

佐賀市上下水道局 浄水課 浄水施設再構築準備室

TEL：0952-33-1334（直通）

FAX：0952-33-1315

E-mail：josui.sui@city.saga.lg.jp

4 資格要件

(1) 参加表明者（企業）に対する要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加意向申出書提出時点において、本市から指名停止を受けていないこと。
- ウ 佐賀市暴力団排除条例（平成24年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- オ 令和7・8年度佐賀市業務委託関係競争入札参加資格を有すること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生、破産等の手続を行っていないこと。
- キ 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の別表に定める「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。
- ケ 直近10か年（平成27年度以降）において、次に掲げる同種業務について（ア）及び（イ）について1件以上の完了の実績を有すること。
 - （ア）浄水処理能力20,000m³/日以上 of 浄水場における全面的な基本設計業務
 - （イ）浄水処理能力20,000m³/日以上 of 浄水場におけるPPP/PFI導入可能性調査業務

(2) 参加表明者が配置を予定する管理技術者に対する要件

- ア 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。
 - （ア）技術士（総合技術監理部門：上下水道部門—上水道及び工業用水道）
 - （イ）技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）
- イ 直近10か年（平成27年度以降）において、次に掲げる同種業務について（ア）又は（イ）の完了の実績を1件以上有すること。
 - （ア）浄水場における全面的な基本設計業務
 - （イ）浄水場におけるPPP/PFI導入可能性調査業務

(3) 参加表明者が配置を予定する照査技術者に対する要件

ア 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門：上下水道部門－上水道及び工業用水道）

(イ) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）

イ 直近10か年（平成27年度以降）において、(2) イに掲げる同種業務について（ア）又は（イ）の完了の実績を1件以上有すること。

(4) 参加表明者が配置を予定する担当技術者①に対する要件（設計担当）

ア 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

(ア) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）

(イ) R C C M（上水道及び工業用水道）

イ 直近10か年（平成27年度以降）において、(2) イに掲げる同種業務について（ア）の完了の実績を1件以上有すること。

(5) 参加表明者が配置を予定する担当技術者②に対する要件（導入可能性調査担当）

ア 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。

(ア) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）

(イ) R C C M（上水道及び工業用水道）

イ 直近10か年（平成27年度以降）において、(2) イに掲げる同種業務について（イ）の完了の実績を1件以上有すること。

(6) 配置技術者について

(2)～(5)の各技術者については、兼務することはできない。

5 参加申出に係る質問の受付と回答方法

(1) 質問方法

対象項目、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールで送信すること。なお、様式は自由とする。

- ・電子メールアドレスは、「3 担当部署」のとおりとする。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問」と入力し、質問書を添付した上で送信すること。また、電話にて受信確認をすること。
- ・電話、口頭など電子メール以外の方法や、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(2) 参加申出に係る質問受付期間

公表の日から令和7年4月18日（金）正午まで

(3) 質問先

「3 担当部署」に同じ

(4) 質問回答

上下水道局ホームページ上に、質問の内容とその回答を、令和7年4月22日（火）までに公表する。

6 参加の申し込み

(1) 参加意向申出書の作成

本プロポーザルへの参加を申し込む者は、「4. 資格要件」を満たした上で、次の各号に掲げる様式に必要な事項を記入し、提出すること。

- ア 参加意向申出書（別添様式1-1）
- イ 参加表明者（企業）資格審査確認書（別添様式1-2）
- ウ 予定管理技術者の経歴等（別添様式1-3）
- エ 予定管理技術者の同種業務実績（別添様式1-4）
- オ 予定照査技術者の経歴等（別添様式1-5）
- カ 予定照査技術者の同種業務実績（別添様式1-6）
- キ 予定担当技術者①の経歴等（別添様式1-7）
- ク 予定担当技術者①の同種業務実績（別添様式1-8）
- ケ 予定担当技術者②の経歴等（別添様式1-9）
- コ 予定担当技術者②の同種業務実績（別添様式1-10）
- サ 登記事項証明書（謄本）（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- シ 佐賀市が発行した市税納税証明書
ただし、佐賀市内に営業所等が無い場合で、佐賀市に納税義務が無い場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人住民税）」納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ス 税務署発行の消費税及び地方消費税納税証明書（未納の税額がないことが確認可能なもの。提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- セ 実績等の確認ができる資料（TECRISや契約書の写しなど）
- ソ 資格者数、予定技術者の保有資格等（技術士にあつては、該当選択科目が記載されたもの）を証することが確認できる書面

(2) 参加意向申出書の提出方法等

- ア 提出方法
直接持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着）
- イ 受付期間
公表の日から令和7年4月25日（金）正午まで
（直接持参して提出する場合は、土曜日、日曜日を除く。）
- ウ 受付時間
直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
なお、提出期限である令和7年4月25日（金）は、提出方法に係らず正午で受付を締め切る。
- エ 提出部数
各1部
- オ 提出場所
「3 担当部署」に同じ

(3) 記載上の留意事項

参加意向申出書の様式は、別添（様式1-1～10、A4判）に示すとおりであり、文字サイズは10ポイント（MS明朝体）を標準とする。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式1—2】 参加表明者（企業） 資格審査確認書参加</p>	<p>①同種業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加意向申出書の提出者が直近10か年（平成27年度以降）に完了した同種業務の実績について記入する。次に掲げる1）及び2）の同種業務について、1件以上の完了の実績を有すること。 <p style="margin-left: 40px;">1）浄水処理能力20,000m³/日以上<small>の</small>浄水場における全面的な基本設計業務 2）浄水処理能力20,000m³/日以上<small>の</small>浄水場におけるPPP/PFI導入可能性調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入する業務は、平成27年度以降に完了した業務とする。 ・記入する業務は5件以内とし、実績多数の場合は、代表的なものに絞る。 ・記入する業務は、上記1）、2）の別を必ず記入する。 ・なお、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、実績を的確に証明すること。
<p>【様式1—3】 予定管理技術者の 経歴等</p>	<p>①同種の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、管理技術者として直近10か年（平成27年度以降）の同種業務の実績について記入する。次に掲げる1）又は2）の同種業務について、1件以上の完了の実績を有すること。 <p style="margin-left: 40px;">1）浄水場における全面的な基本設計業務 2）浄水場におけるPPP/PFI導入可能性調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入する業務は、平成27年度以降に完了した業務とする。 ・記入する業務数は5件以内とし、実績多数の場合は代表的なものに絞る。 ・なお、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、実績を的確に証明すること。 ・なお、同種業務の実績に、当該技術者以外であったときの実績を記入する場合は、必ずその旨を「業務概要及び特徴」の欄に記入すること。 <p>②当該地域の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の佐賀市内における上下水道事業の業務実績を記入する。 ・記入する業務は、代表的な1件を記入する。 <p>③手持業務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持業務は、参加意向申出書提出日現在、佐賀市以外の発注者のものも含めすべて記入する。（参加申し込み日を記入すること。） ・手持業務の総件数又は契約金額を必要とするので、行が不足する場合は、行幅を調整し、すべての手持業務を記入する。1枚以上となる場合は、様式を追加すること。 ・手持業務とは以下のものを指す。 管理技術者、照査技術者、担当技術者など登録されてる1件500万円以上の他の業務 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。 ・経歴等については、ヒアリングによる技術提案書の審査を行う際の参考資料として使用することもある。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式1-4】 予定管理技術者の 同種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定管理技術者が過去に従事した同種業務の実績について記入する。 ・ 記入する同種業務は、平成27年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務数は、代表する1件のみ記入する。 ・ 技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記入する場合は、当該業務を受託した企業名等を「当該技術者の業務担当内容」欄に追記しておくこと。 ・ 図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記入する。
<p>【様式1-5】 予定照査技術者の経 歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1-3】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「照査技術者」と読み替える。
<p>【様式1-6】 予定照査技術者の同 種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1-4】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「照査技術者」と読み替える。
<p>【様式1-7】 予定担当技術者①の 経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1-3】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者①」と読み替える。 ・ 同種業務の実績に、必ず検討した浄水方式について「業務概要及び特徴」の欄に記入すること。
<p>【様式1-8】 予定担当技術者①の 同種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1-4】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者①」と読み替える。 ・ 同種業務の実績に、必ず検討した浄水方式について「業務概要及び特徴」の欄に記入すること。
<p>【様式1-9】 予定担当技術者② の経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1-3】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者②」と読み替える。
<p>【様式1-10】 予定担当技術者② の同種業務実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【様式1-4】の留意事項と同じ。ただし、「管理技術者」を「担当技術者②」と読み替える。

※参加意向申出書の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、本プロポーザルで特定されたとしても、直ちに無効とする。

7 技術提案書を提出する者の選定（一次審査）

（1）技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための基準は、**別紙2**のとおりとする。

なお、一次審査における予定技術者（管理、照査、担当①、担当②）の評点の1/2を二次審査の評点に移行するものとする。

（2）選定組織

委託業者の選定等については、「佐賀市上下水道局プロポーザル実施要領」に基づき設置された委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正かつ公正に行う。なお後述の技術提案書の特定（最終選定）の際も同様である。

（3）選定・非選定の通知

ア 技術提案書の提出者として選定したものには、選定通知書をもって通知する。

イ 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は、原則として3者選定する。ただし、3者に満たない場合は、参加資格要件を満たす者全てを選定する。

また、同じ評点が多数揃った場合は、参加表明者及び配置予定技術者の同種業務の実績等から選定することもある。

ウ 一次審査の結果は、参加意向申出書を提出したもの全員に書面をもって通知し、選定業者には併せて技術提案書の提出の要請を行う。

なお、選定結果に関する異議申立てや質問には一切応じない。

8 技術提案書に係る質問の受付及び回答

（1）質問方法

対象項目、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールにより送信すること。なお、様式は自由とする。

- ・電子メールアドレスは、「3 担当部署」のとおりとする。
- ・電子メールの件名は、「技術提案書質問」と入力し、質問書を添付した上で送信すること。また、電話にて受信確認をすること。
- ・電話、口頭など電子メール以外の方法や、受付期間以外の質問は一切受付しない。

（2）技術提案書に係る質問受付期間

1次審査決定通知日から令和7年5月14日（水）正午まで

（3）質問先

「3 担当部署」に同じ

（4）質問回答

上下水道局ホームページ上に、質問の内容とその回答を、令和7年5月19日（月）までに公表する。

9 技術提案書に係る資料の閲覧

(1) 閲覧申込方法

技術提案書の作成にあたり、技術提案書の提出を要請した者に対し、(2) 資料名の資料を閲覧に供する。閲覧を希望する者は、本実施要領「3 担当部署」まで、閲覧日時を電子メールで予約すること。なお、様式は自由とする。

電子メールの件名は、「技術提案に係る資料閲覧希望」と入力し、本文に閲覧希望日時、閲覧者の所属・氏名（最大3名まで）、連絡先を記載の上、送信すること。また、電話にて受信確認をすること。

(2) 資料名

浄水施設再構築基本構想計画

(3) 閲覧期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月22日（木）まで

技術提案書を提出する者としての選定を通知した日から技術提案書の提出期限の前日午後4時まで。（土曜日、日曜日を除く午前10時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時は除くものとする。）

(4) 閲覧場所

「3 担当部署」に同じ

(5) 留意事項

閲覧資料のコピー、持ち出しは不可とするが、閲覧場所でのデジタルカメラ等による写真撮影は可とする。また、資料の閲覧において、質問・意見は一切受け付けない。

なお、資料閲覧において知り得た情報は、本技術提案書の作成のみに利用するものとし、第三者に漏洩しないものとする。

10 技術提案書

(1) 技術提案書の作成

技術提案書の提出者として選定され、技術提案書の作成及び提出の要請を受けた者は、次の各号に掲げる書類により、技術提案書を提出するものとする。なお、本プロポーザルは、コンサルティング業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な成果品の作成や提出を求めるものではない。（ただし、成果のイメージは伝わるようにすること。）

- ア 技術提案書（別添様式2-1）
- イ 業務実施体制、協力・連携体制（別添様式2-2）
- ウ 特定テーマ1に対する技術提案（別添様式2-3）
- エ 特定テーマ2に対する技術提案（別添様式2-4）
- オ 特定テーマ3に対する技術提案（別添様式2-5）
- カ 見積書（任意様式）

(2) 技術提案書及び参考見積書の提出方法等

ア 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。

イ 受付期限

令和7年5月23日(金)正午まで

(直接持参して提出する場合は、土曜日、日曜日を除く。)

ウ 受付時間

直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

なお、提出期限である令和7年5月23日(金)は、提出方法に関わらず正午で受付を締め切る。

エ 提出部数

正本1部、副本12部、電子データ1部

(CD-RまたはDVD-R等の電子媒体とする。)

オ 提出場所

「3 担当部署」に同じ

(3) 作成上の留意事項

技術提案書の様式は、別添(様式2-1~5、A4判)に示すとおりであり、様式2-2~5の文字サイズは10ポイント(MS明朝体)を標準とする。

記載事項	内容に関する留意事項
<p>【様式 2-2】 業務実施体制、協力・連携体制</p>	<p>業務実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制には、予定管理技術者、予定照査技術者及び予定担当技術者を記載する。 ・参加意向申出書に記載した予定管理技術者、予定照査技術者及び予定担当技術者は、極めて特別な理由がない限り、変更できない。 <p>協力・連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力・連携体制は必要に応じて記入する。 ・地元専門家等との協力・連携など、当該業務に協力・連携する者がいる場合は、業務への関わり方や業務の分担について明確に記入する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記入すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
<p>【様式 2-3】 【様式 2-4】 【様式 2-5】 特定テーマに対する 技術提案 1～3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本要領の 2（4）技術提案を求めるテーマに示した、特定テーマに対する取組み方法を具体的に記入する。 ・記載様式は様式 2-3～5 とし、1 テーマにつき、図表、写真等を含め、<u>A 4 判片面 2 枚までとする。</u> ・記入にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、各様式の各 A 4 判片面 2 枚を超えての技術提案は認めない。 ・書式（強調、行数等）は提案者の任意とする。ただし、視認性の高いフォント（明朝体、ゴシック体等）を用いることとし、極力、網掛け及びアンダーライン等は用いないこと。またフォントの大きさは 10.0 ポイント以上とし、イメージ図等の中の解釈は 9.0 ポイント以上とする。 ・カラーは可とする。 ・技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。
<p>参考見積書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積書を提出すること。 ・内訳については、別紙 1 特記仕様書 第 2 章 第 6 条第 2 項の各項目を参考に、金額が確認できるように記載すること。 ・記載様式は特に定めないが、A 4 判で作成する。

※技術提案書の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、本プロポーザルで特定されたとしても、直ちに無効とする。

1.1 技術提案者の特定（二次審査）

（1）技術提案者を特定するための評価基準

技術提案者を特定するための基準は、**別紙3**のとおりとする。（以下「特定基準」という。）

（2）ヒアリング

以下のとおり、技術提案書に関するヒアリングを行う。ただし、実施日や場所は、審査等の状況によって、変更となることもある。その場合は改めて関係者へ通知する。

ア 実施場所

佐賀市上下水道局庁舎

イ 実施日時

令和7年5月29日（木）を予定している。

（詳細が決定し次第、関係者に通知する。）

ウ ヒアリング対応者

配置を予定する管理技術者又は担当技術者及び補助者の3名以内。

※ヒアリングの詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

エ ヒアリング資料

様式2-3、2-4、2-5のみ使用

※ヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、提出した資料については、パワーポイント等を用いて説明するのは可とする。

（3）審査基準

評価基準については、100分の60以上の点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、優先交渉権者の決定を見送りとする。

（4）審査結果（特定、非特定）の通知

提案内容等について特定基準に基づき選定委員会において審査し、最優秀事業者及び次点者を選定する。参加者が1者の場合であっても、同様に審査を行い、1者について、優先交渉権者としての適否を審査する。

選定の結果は、決定後速やかに技術提案書提出者全員へ書面をもって通知する。なお、選定結果に関する異議申立てや質問には一切応じない。

1.2 選定日程

選定に係る日程は次の予定である。ただし、審査等の状況によっては、多少日程が前後することもある。

(1)	令和7年4月15日(火)	告示 参加申出に係る質問受付開始
(2)	令和7年4月18日(金) 正午	参加申出に係る質問受付期限
(3)	令和7年4月22日(火)	参加申出に係る質問回答
(4)	令和7年4月25日(金) 正午	参加意向申出書提出期限
(5)	令和7年5月7日(水)	一次審査(選定・非選定)通知 技術提案書提出要請 技術提案書に係る質問受付開始
(6)	令和7年5月14日(水) 正午	技術提案書に係る質問受付期限
(7)	令和7年5月19日(月)	技術提案書に係る質問回答
(8)	令和7年5月7日(水)から令和7年5月22日(木) 土曜日、日曜日を除く午前10時から午後4時まで (正午から午後1時を除く)	技術提案書に係る資料閲覧期間
(9)	令和7年5月23日(金) 正午	技術提案書提出期限
(10)	令和7年5月29日(木) 予定 詳細が決定次第、関係者に通知	二次審査(ヒアリング)
(11)	令和7年6月6日(金)	審査結果(特定・非特定) 通知・公表
(12)	審査結果通知日から令和7年6月中旬	契約に係る協議
(13)	令和7年6月中旬	契約

1.3 業務の委託契約

審査委員会で特定した技術提案の提案者に対しては、当該契約の価格の妥当性について十分検討し、当該業者と交渉を行った上で、採用決定を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を委託する(随意契約)。

なお、特定された者が、契約の間までに資格要件等を満たさないことが判明した場合は、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

14 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日（水）までとする。

15 成果品

特記仕様書 参照

16 事業に関する事業費等

本事業の提案上限額は以下のとおりとする。

提案上限額 216,062,000円（消費税及び地方消費税を含む）

17 経費の負担

技術提案参加者が当該技術提案参加に要した費用については、全て当該技術提案参加者が負担するものとする。

18 失格条項

提出書類が以下の条件の1つに該当する場合には無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本要領及び各様式に記載している留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 本実施要領に定められた以外の手法により、関係者に直接、間接を問わず連絡をもとめたもの。

19 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。
- (4) 前号により公表する場合、提出書類は、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 技術提案のテーマに対する提案の内容は、特定されたとしても、技術提案のテーマへの提案として扱うものとし、本業務にそのまま反映されるものではない。

20 その他の留意事項

- (1) 既に参加を表明している者又は参加表明者の構成員となっている者が、他の参加表明者の構成員になることはできないものとする。
- (2) 提出期限までに参加意向申出書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加意向申出書及び技術提案書の提出後において、原則として参加意向申出書及び技術提案

書に記載された内容の変更は認めない。また、参加意向申出書及び技術提案書に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない特別な理由により変更を行う場合に限り、本市と協議の上、「4. 資格要件」を満たす同等以上の者に変更できるものとする。

- (4) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。